

## M. 表彰と懲罰

### 1. 表彰について（学則第 45 条）

本学では、長崎国際大学賞罰規程第 3 条および表彰に関する内規により、次の項目に該当する個人や団体を表彰する制度を設けています。

#### （1）表彰の対象

- ① 学業を修めるに当たり学業成績が優秀であった者。
- ② 学術活動、文化活動及びスポーツ活動において、めざましい活躍をした個人または団体。
- ③ 人命救助、犯罪防止及び多年に渡るボランティア活動等、社会的善行を行い本学の名誉を高めた個人または団体。
- ④ その他学長が、特に必要と認めた個人または団体。

#### （2）表彰の種類

表彰の種類には、学長賞と N I U 賞があります。

##### 【学長賞】

学業成績、学術活動、文化活動、スポーツ活動及び社会貢献の各部門に区分し、卒業要件を充たした者のうち、多年にわたる努力の結果、めざましい成果を得た者から選考して表彰します。

##### 【N I U 賞】

学術活動、文化活動及びスポーツ活動においてめざましい活躍をした個人または団体並びに、社会貢献により本学の名誉を高めた個人または団体から選考して表彰します。

#### （3）選考基準

対象	基準
学業成績	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として、各学科毎に成績最優秀者を選定する。</li><li>・人間社会学部と健康管理学部は 4 年間、薬学部にあつては 6 年間の学業成績を G P A で表し序列をつけるほか選定の細部については、各学科に委ねる。</li><li>・学長賞のみとする。</li></ul>
学術・文化・ スポーツ活動	○学術 <ul style="list-style-type: none"><li>・研究実績が学会等で高い評価を受けたもの。</li><li>・権威ある懸賞論文等で高い評価を受けたもの。</li></ul>
	○文化 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国コンクール入賞</li><li>・地区コンクール（西日本大会、九州大会）3 位以内</li><li>・上記と同等以上の成績と認められるもの。</li></ul>
	○スポーツ <ul style="list-style-type: none"><li>・全国大会 4 位以内</li><li>・地区大会（西日本大会、九州大会）優勝</li><li>・上記と同等以上の成績と認められるもの。</li></ul>
社会活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動、人命救助、犯罪防止及び災害防止等で特に顕著な功績と認められるもの。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・その功績が社会的に高く評価され、学生の模範と認められるもの。</li></ul>

#### （4）表彰の時期

学長賞の表彰は、原則として卒業式の日、N I U 賞はその都度行います。

## 2. 懲罰について（学則第 46 条）

1. 学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、全学教授会の議を経て、学長が懲戒する。
2. 懲戒は、退学、停学又は訓告とする。
3. 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 学業に対する熱意を欠き成業の見込みがない者
  - (2) 性行不良で改善の見込みがない者
  - (3) 本学の秩序を乱すなど、学生としての本分に反した者

懲戒処分等の基準（賞罰規程別表による）

区分	内容	懲戒の種類
犯罪行為	殺人、強盗等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	窃盗、過失致死・傷害等の犯罪行為	退学、停学、訓告
	住居侵入、他人を傷害に至らない暴力行為等で刑法等に抵触する場合	停学又は訓告
	痴漢・わいせつ等の迷惑行為で刑法、条例等に抵触する場合	退学、停学又は訓告
	ハラスメント、ストーカー行為で悪質な犯罪行為を行なった場合	退学
	ハラスメント、ストーカー行為で上記以外の犯罪行為を行なった場合	停学又は訓告
	薬物犯罪を行なった場合	退学又は停学
交通関係	悪質な運転（飲酒運転等、無免許運転、大幅な速度超過違反等）による死亡事故又は高度の後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学
	悪質な運転により上記以外の人身事故を起こした場合	退学又は停学
	人身事故を伴わない飲酒運転等、無免許運転など悪質な交通違反	停学又は訓告
	前方不注意等の相当な過失による死亡事故又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合	退学、停学又は訓告
	前方不注意等の過失による上記以外の人身事故を起こした場合	停学、訓告
	注) 単純な道路交通違反や、交通事故の態様が悪質でないものについては、懲戒処分の対象としない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故に対しては、必要に応じて処分あるいは指導を行なう。 また、懲戒の基準に該当しないものの事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて処分あるいは指導を行なう。	
非違行為	学内外の財物に対し、物的損害を与えた場合	退学、停学又は訓告
	飲酒による一気飲み等を強要し、死に至らしめた場合	退学
	未成年者と知りながら飲酒をさせた場合	停学、訓告
	その他の規程違反、迷惑行為	訓告
不正行為	定期試験等での不正行為	訓告
	公共交通機関等の不正乗車	訓告
その他	重大な事案の加害者に相当する者	処分決定まで自宅待機

※ 退学・停学・訓告の懲戒処分に至らない事案については、学生委員会にて嚴重注意とする。